

兵庫県公報

平成30年4月10日 火曜日 第2992号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施（消防課）	1
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○ 基本測量を実施する旨の通知（契約管理課）	6
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	7
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	7
○ 道路の区域の変更（同）	8
○ 土地区画整理組合の理事の氏名等の届出（市街地整備課）	8
○ 道路の位置指定（建築指導課）	8
○ 同 上（同）	8
○ 道路の位置指定の取消し（同）	9
○ 河川法第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等（阪神南県民センター）	9
公 告	
○ 軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	12
○ 寄附者の顕彰（秘書課）	13
○ 平成30年度屋外広告物講習会の開催（都市政策課）	13
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	14
○ 同 上（同）	14

告 示

兵庫県告示第400号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定により、危険物の取扱作業の保安に関する講習（以下「保安講習」という。）を公益財団法人兵庫県危険物安全協会に委託して次のとおり実施する。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

1 講習種別ごとの講習日時及び講習会場等

主として従事する危険物施設に応じて、(1)から(3)までの講習区分を選択して受講する。

(4)は、従事する危険物施設の種別を問わない。

(1) 給油取扱所講習

開催年月日	講習時間	地区	会場 番号	講習会場（所在地）	定員 （人）
30. 7. 4（水）		加古川	101	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
30. 7. 6（金）		尼崎	102	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
30. 7. 13（金）		丹波	103	兵庫県立丹波の森公苑 ホール 丹波市柏原町柏原5600	300

30. 7. 26 (木)	午後1時半 から 午後4時半 まで	神戸	104	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
30. 8. 10 (金)		豊岡	105	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1-79	150
30. 8. 23 (木)		加東	106	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369-1	200
30. 8. 29 (水)		姫路	107	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
30. 10. 24 (水)		明石	108	明石市立勤労福祉会館 多目的ホール 明石市相生町2-7-12	200
31. 2. 7 (木)		神戸	109	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200

(2) 石油コンビナート地区講習

開催年月日	講習時間	地区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
30. 10. 3 (水)	午後1時半 から 午後4時半 まで	高砂	201	高砂市文化保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
30. 10. 5 (金)		姫路	202	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
30. 10. 10 (水)		姫路	203	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
30. 10. 18 (木)		神戸	204	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
30. 11. 27 (火)		加古川	205	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250

(3) その他一般講習

開催年月日	講習時間	地区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
30. 7. 2 (月)		市川	301	市川町文化センター 神崎郡市川町西川辺715	150
30. 7. 9 (月)		神戸	302	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
30. 7. 11 (水)		高砂	303	高砂市文化保健センター 中ホール 高砂市高砂町朝日町1-2-1	250
30. 7. 20 (金)		尼崎	304	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
30. 8. 3 (金)		宍粟	305	宍粟防災センター 5階ホール 宍粟市山崎町鹿沢65-3	100

30. 8. 7 (火)	午後1時半 から 午後4時半 まで	加古川	306	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
30. 8. 8 (水)		西 宮	307	フレンテ西宮 西宮市フレンテホール 西宮市池田町11-1	240
30. 8. 24 (金)		宝 塚	308	宝塚商工会議所 多目的ホール 宝塚市栄町2-1-2 ソリオ2 (6階)	100
30. 8. 31 (金)		神 戸	309	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
30. 10. 16 (火)		尼 崎	310	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
30. 10. 19 (金)		川 西	311	川西市みつなかホール 文化サロン 川西市小花2-7-2	100
30. 10. 23 (火)		たつの	312	たつの市総合文化会館 赤とんぼ文化ホール たつの市龍野町富永地先	300
30. 11. 1 (木)		神 戸	313	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200
30. 11. 14 (水)		姫 路	314	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
30. 12. 4 (火)		加古川	315	加古川市民会館 小ホール 加古川市加古川町北在家2000	250
30. 12. 5 (水)		明 石	316	明石市立勤労福祉会館 多目的ホール 明石市相生町2-7-12	200
31. 2. 1 (金)		伊 丹	317	伊丹シティホテル 3階 光琳の間 伊丹市中央6-2-33	250
31. 2. 5 (火)		姫 路	318	姫路市文化センター 小ホール 姫路市西延末426-1	350
31. 2. 12 (火)		尼 崎	319	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
31. 2. 14 (木)	神 戸	320	神戸市教育会館 大ホール 神戸市中央区中山手通4-10-5	200	

(4) 全区分講習

開催年月日	講習時間	地 区	会場 番号	講習会場 (所在地)	定員 (人)
30. 7. 12 (木)		洲 本	401	洲本市文化体育館 会議室1A 洲本市塩屋1-1-17	140
30. 7. 27 (金)		三 木	402	兵庫県広域防災センター 学習管理棟2階講堂 三木市志染町御坂1-19	200
30. 8. 6 (月)		赤 穂	403	赤穂市文化会館ハーモニーホール 小ホール 赤穂市中広864番地	300

30. 8. 9 (木)	午後1時半 から 午後4時半 まで	三 田	404	三田市ウッディタウン市民センター 大集会室 三田市けやき台1-4-1	250
30. 9. 26 (水)		新温泉	405	新温泉町文化体育館 夢ホール 美方郡新温泉町湯990-8	100
30. 11. 9 (金)		尼 崎	406	尼崎市中小企業センター 大ホール 尼崎市昭和通2-6-68	250
30. 11. 30 (金)		豊 岡	407	但馬地域地場産業振興センター 多目的ホール 豊岡市大磯町1-79	150
30. 12. 7 (金)		加 東	408	加東市滝野文化会館 大ホール 加東市下滝野1369-1	200

定員に達しなかった講習会場については、当該講習日の2週間前まで受付を継続し、定員に達した時点で受付を締め切る。

2 講習科目及び時間

- (1) 危険物関係法令に関する事項（1時間）
 - ア 危険物関係法令の改正事項
 - イ 危険物関係法令による規制の要点
- (2) 危険物の火災予防に関する事項（2時間）
 - ア 危険物施設における事故事例、原因、対策等
 - イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等
 - ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

3 受講対象者

- (1) 製造所等において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者のうち、次のいずれかに該当する者
 - ア 危険物の取扱作業に従事することとなった日から1年以内の者（ただし、平成28年度又は平成29年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者（免状の交付を受けた日又は保安講習を受講した日が当該作業に従事することとなった日から起算して過去2年以内の場合に限る。）を除く。）
 - イ 平成27年度に都道府県知事が行った保安講習を受講した者（ただし、平成28年度又は平成29年度に危険物取扱者免状の交付を受けている者又は都道府県知事が行った保安講習を受講した者を除く。）
- (2) (1)に該当しない危険物取扱者で、特に受講を希望する者

4 受講申請手続

(1) 提出書類

一括申請用受講申請書又は個人申請用受講申請書

なお、それぞれの受講申請書の対象者及び配布方法は次のとおりとする。

ア 一括申請用受講申請書

平成27年度に本県が行った保安講習を受講した危険物取扱者のうち、県内の消防法第11条第1項前段の規定に基づく許可を受けた製造所、貯蔵所又は取扱所で危険物の取扱作業に従事している者を対象とした申請書を、受付期間までに公益財団法人兵庫県危険物安全協会から当該事業所宛てに受講案内書を同封して郵送する。

イ 個人申請用受講申請書

ア以外の者を対象とした申請書として、受付期間までに県内の各消防本部（局）及び消防署等、公益財団法人兵庫県危険物安全協会並びに兵庫県企画県民部災害対策局消防課、各県民センター及び各県民局において個人申請用受講申請書及び受講案内書を配布する。

(2) 提出先

〒650-0011 神戸市中央区下山手通4丁目16番3号 兵庫県民会館4階
公益財団法人兵庫県危険物安全協会

(3) 提出期限

平成30年5月2日（水）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

就任役員	氏 名	住 所
同	石 原 明 昭	同 市志方町横大路849番地の 7
役員の区分		
理 事	石 原 正 義	加古川市志方町横大路612番地の 4
同	田 中 靖 誠	同 市志方町西山74番地の 2
同	中 村 勝 吉	同 市志方町成井570番地の 4
同	藤 城 正 敏	同 市志方町原266番地の 4
同	堀 江 保 充	同 市志方町西牧116番地の 1
同	三 村 進	同 市志方町永室585番地の 5
同	前 川 秀 夫	同 市志方町西中366番地
同	藤 井 良 弘	同 市志方町西飯坂45番地
同	竹 内 澄 男	同 市志方町志方町871番地の 3
同	上 田 隆 博	同 市志方町上富木568番地の 3
同	小 原 康 彦	同 市志方町上富木612番地の85
同	原 田 孝 明	同 市志方町投松212番地
同	大 村 勝 信	同 市志方町廣尾1223番地の 1
同	丸 山 良 作	同 市志方町廣尾622番地の 3
同	久保田 誠 三	同 市志方町廣尾1442番地の 1
同	岸 本 豊	同 市平荘町一本松326番地
同	横 山 義 博	同 市志方町高畑529番地の 3
同	上 野 忠 啓	同 市志方町岡330番の 1
同	竹 中 富 雄	同 市志方町大宗263番地
同	藤 井 正 文	同 市志方町東中338番地
同	三 柳 一 樹	同 市志方町細工所1025番地
同	黒 田 二 郎	同 市志方町大澤253番地
同	木 村 敬 郎	同 市志方町東飯坂178番地
同	竹 内 均	同 市志方町行常178番地
同	藤 城 怡 光	同 市志方町畑650番地
監 事	石 原 明 昭	同 市志方町横大路849番地の 7
同	長谷川 巧	同 市志方町上富木713番地の 1
同	黒 田 豊	同 市志方町東飯坂51番地の 1



兵庫県告示第402号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正及び国土広域情報修正）
- 2 作業期間
平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで
- 3 作業地域
兵庫県全域



兵庫県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、西宮市長職務代理者から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年 4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（3級基準点測量（再設））
- 2 作業期間
平成30年2月1日から同年3月19日まで
- 3 作業地域
西宮市長田町17番2



兵庫県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、三木市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間
平成30年1月22日から同年3月22日まで
- 3 作業地域
三木市の一部



兵庫県告示第405号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南あわじ市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（ほ場整備）
- 2 作業期間
平成29年10月20日から平成30年3月16日まで
- 3 作業地域
南あわじ市阿万下町地内



兵庫県告示第406号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成30年4月10日から供用を開始する。

その関係図面は、平成30年4月10日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 大久保稲美加古川線	加古郡稲美町蛸草字中條714番1から 同 郡同 町蛸草字下條964番1まで	旧	8.0から 10.0まで	102.0	
		新	8.0から 11.0まで	102.0	

兵庫県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成30年4月10日から2週間、東播磨県民局加古川土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
国道 2 号	明石市魚住町清水字若宮ノ下1170番1から 同 市魚住町清水字若宮ノ下1554番4まで	旧	10.0から 30.0まで	156.0	
		新	12.0から 30.0まで	156.0	一部 予定地

兵庫県告示第408号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、赤穂市野中・砂子土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名等の届出があった。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 組合の名称及び事務所の所在地並びに設立認可の年月日
組 合 の 名 称 赤穂市野中・砂子土地区画整理組合
事務所の所在地 赤穂市加里屋81番地（赤穂市役所内）
設立認可の年月日 平成17年2月2日
- 2 届出の内容

	氏 名	住 所
退任理事長	磯 家 亮 一	赤穂市北野中264番地
新任理事長	中 野 衛	赤穂市南野中389番地3
退任副理事長	中 野 衛	赤穂市南野中389番地3
新任副理事長	村 中 雅 英	赤穂市南野中425番地3

兵庫県告示第409号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 0011号	30.3.27	揖保郡太子町鶴字前田515番1の一部、515番 2の一部	6.00	47.63

兵庫県告示第410号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29淡路位置 0011号	30. 3. 19	南あわじ市広田中筋字杭田802番2の一部	6.00	38.45



兵庫県告示第411号

建築確認の手続、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29中播位置 廃0004号	30. 3. 26	たつの市御津町碓岩字ウヅ輪260番42の一部、 同 市御津町中島字八反田886番2の一部、 886番3の一部、886番5の一部、886番6の一 部、886番10、886番11の一部、886番95の一部	4.00	102.00



兵庫県告示第412号

河川法(昭和39年法律第167号)第75条第3項及び第4項の規定に基づき除却し、保管した工作物等について、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成30年4月10日

河川管理者

阪神南県民センター長 成 岡 英 彦

- 1 保管した工作物等
別表1及び2のとおり
- 2 当該工作物等の保管の場所
西宮市鳴尾浜1丁目 県道芦屋鳴尾浜線高架下
- 3 保管した工作物等の返還の手続
保管した工作物等の所有権等の権限を有することを証する書面を、阪神南県民センター西宮土木事務所に提出し、返還を受けること。

別表1

整理 番号	保管した工作物等		保管した工作物等が放 置されていた場所	除却した年月日時	備考
	船舶番号又は船舶検査済票の番号	数量		保管を始めた年月日時	
1	271-22610	1	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（水面上）	平成30年3月12日10時	
				同 日15時	

別表2

整理 番号	保管した工作物等			保管した工作物等が放 置されていた場所	除却した年月日時		備考
	名称又は種類	形状又は特徴	数量		保管を始めた年月日時		
1	係留施設等	鉄ハシゴ1個、鉄杭1本、 チェーン2本、ロープ2 本、ブイ2個	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
2	係留施設等	鉄杭1本、チェーン1本、 ロープ2本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
3	係留施設等	鉄杭1本、チェーン2本、 ワイヤーロープ1本、トラ ロープ1本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
4	係留施設等	鉄杭1本、チェーン1本、 ロープ2本、トラロープ2 本、係船環1個、ブイ2個	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
5	係留施設等	係船環2個	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
6	係留施設等	鉄杭1本、チェーン1本、 ロープ4本、トラロープ2 本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
7	係留施設等	鉄杭1本、チェーン3本、 ロープ4本、トラロープ1 本、アルミハシゴ1個、ブ イ1個	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
8	係留施設等	鉄杭2本、チェーン2本、 ロープ4本、トラロープ1 本、鉄パイプ1本、浮き棧 橋2個	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
9	係留施設等	鉄杭3本、チェーン4本、 ロープ4本、ブイ2個	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
10	係留施設等	ホールインアンカー8本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
11	係留施設等	鉄杭2本、チェーン1本、 鉄パイプ1本、ホールイン アンカー10本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
12	係留施設等	鉄杭3本、ロープ4本、鉄 パイプ6本、こん棒1本、 タイヤ4本、ブイ2個	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		
13	係留施設等	鉄パイプ7本、鉄ハシゴ1 個、タイヤ8本、チェーン 1本、ロープ2本、トラロ ープ2本	1式	尼崎市戸ノ内字猪名川 向側地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	左岸側	
					平成30年3月23日10時		

14	係留施設等	係船環 1 個	1 式	尼崎市戸ノ内町4丁目 4番1地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
15	係留施設等	係船環 1 個	1 式	尼崎市戸ノ内町4丁目 4番1地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
16	係留施設等	廃木4本、留め金3個、ボルト1本	1 式	尼崎市戸ノ内町4丁目 4番1地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
17	係留施設等	鉄パイプ2本、ホールインアンカー8本	1 式	尼崎市戸ノ内町4丁目 4番1地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
18	係留施設等	鉄パイプ5本、ホールインアンカー14本、クランプ8個、係船環2個、ボルト・ナット32個、ロープ1本	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 24番14地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
19	係留施設等	鉄杭2本、チェーン3本、ロープ1本、係船環1個	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 24番14地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
20	係留施設等	係船環1個、チェーン1本、ブイ1個	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 24番14地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
21	係留施設等	係船環1個、鉄杭4本、ホールインアンカー3本	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 24番14地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
22	係留施設等	ホールインアンカー8本	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 23番地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
23	係留施設等	係船環2個、チェーン1本、トラロープ1本	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 23番地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
24	係留施設等	係船環2個、チェーン2本、廃木（階段跡）4本、トラロープ2本、留め金具8個（ホールインアンカー15本）、ホールインアンカー12本	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 23番地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
25	係留施設等	係船環3個	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 23番地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
26	係留施設等	留め金具8個	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 23番地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
27	係留施設等	係船環1個、鉄パイプ6本、チェーン2本、ロープ1本、鉄材3本、留め金具6個	1 式	尼崎市戸ノ内町3丁目 5番36地先（護岸上）	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	

28	係留施設等	ブイ1個	1式	尼崎市戸ノ内町3丁目 4番27地先(水面上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
29	係留施設等	鉄柱1本、チェーン1本、 ロープ1本、ステンレス製 ハシゴ1個、廃木1本、ヒ ューム管2本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番30地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
30	係留施設等	鉄パイプ通し1個、ホール インアンカー2本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番37地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
31	係留施設等	鉄パイプ通し2個(ホール インアンカー4本)	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番37地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
32	係留施設等	鉄パイプ8本、鉄パイプ通 し5個(ホールインアンカー 5本)、ステンレス製ハ シゴ1個、ヒューム管2 本、ロープ3本、タイヤ1 本、ホールインアンカー8 本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番37地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
33	係留施設等	鉄パイプ通し2個(ホール インアンカー2本)、廃木 4本、ホールインアンカー 2本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番37地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
34	係留施設等	コンクリート柱1本、鉄パ イプ2本、鉄パイプ通し2 個(ホールインアンカー2 本)、留め金具1個、ステ ンレス製ハシゴ1個、ロー プ2本、廃木4本、ホール インアンカー5本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番37地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
35	係留施設等	コンクリート柱1本、鉄パ イプ3本、鉄パイプ通し2 個(ホールインアンカー2 本)、鉄製ハシゴ1個、廃 木5本、留め金具1個、ロ ープ1本、ホールインアン カー1本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番37地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	
36	係留施設等	コンクリート柱1本	1式	尼崎市戸ノ内町1丁目 3番37地先(護岸上)	平成30年3月13日9時	右岸側
					平成30年3月23日10時	

公 告

軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	B294317	平成31年2月20日	洲本市	淡路県民局	平成29年5月

~~~~~

**寄附者の顕彰**

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 氏名及び住所  
濱本恒男 東京都板橋区  
田嶋悦子 大阪市
- 2 功績内容  
兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

~~~~~

平成30年度屋外広告物講習会の開催

屋外広告物条例（平成4年兵庫県条例第22号）第28条第1項の規定により、平成30年度屋外広告物講習会を次のとおり開催する。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開催の日時及び場所
 - (1) 日時 平成30年7月11日（水） 午前9時45分から午後5時15分まで
 - (2) 場所 神戸市中央区御幸通8丁目1番6号
神戸国際会館セミナーハウス9階大会場
- 2 講習科目
 - (1) 広告物に関する法令
 - (2) 広告物の表示の方法
 - (3) 広告物の施工
- 3 講習科目の受講の免除
次のいずれかに該当する者は、講習科目のうち「広告物の施工」の受講が免除される。
 - (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第2条第4項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第1項第1号から第3号までに規定する第1種電気主任技術者免状、第2種電気主任技術者免状又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者
 - (4) 帆布製品製造について職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者又は法定職業訓練を修了した者
- 4 講習対象者
 - (1) 屋外広告業を営む者又は屋外広告業を営もうとする者
 - (2) 屋外広告業を営む営業所における責任者になろうとする者
- 5 受講定員
120名
- 6 受講申込み
 - (1) 申込みの受付期間
平成30年5月7日（月）から同月31日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
なお、郵送による場合は、同期間内の消印があるものに限り受け付ける。
 - (2) 提出書類

ア 屋外広告物講習会受講申込書

申込書は兵庫県ホームページ並びに兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室その他近畿の府県、指定都市及び中核市の窓口において配布する。

イ 受講票送付用の封筒

定型封筒に送付先を明記し、82円切手を貼り付けること。

ウ 講習科目のうち「広告物の施工」の受講が免除される者については、資格を証する書面の写し

(3) 受講手数料

3科目を受講する者は6,000円、講習科目のうち「広告物の施工」の受講が免除される者は4,000円相当額の兵庫県収入証紙を、申込書に貼り付けること。現金による申込みは受け付けできないので、注意すること。

(4) 提出先

郵便番号 650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課景観形成室



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
川辺郡猪名川町木津字東山14番13の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪府豊中市利倉一丁目7番53-301号
吉田雅信
- 3 許可年月日及び許可番号
平成30年3月5日
兵庫県指令神北（宝土）（建）第1-8号（29猪名川）



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成30年4月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
揖保郡太子町馬場字樋ノ下129番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
東京都品川区戸越2丁目5番12号ふぁみーゆ戸越207
栗岡雅俊
- 3 許可年月日及び許可番号
平成29年11月15日
兵庫県指令中播（姫土）（建）第1-29号（29太子）